

福岡県公報

平成26年7月29日
第3615号

目次

告示(第650号-第655号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 4
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 6
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課) …………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) ……………10
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) ……………10

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施について (警察本部交通指導課) ……………11

告 示

福岡県告示第650号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

- (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官
 - ア 海上・航空自衛隊航空学生
 - イ 自衛隊一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

平成27年3・4月入隊(男子・女子)	平成26年8月1日から 平成26年9月9日まで
--------------------	----------------------------

3 受験資格

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生
 - 平成27年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 高等学校又は中等教育学校卒業者(卒業見込みの者を含む。)
 - イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者(これに該

当する見込みのある者を含む。)

ウ 高等専門学校第3学年次修了者(修了見込みの者を含む。)

(2) 自衛隊一般曹候補生及び自衛官候補生

平成27年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者

(3) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成26年9月23日(火)

(2) 自衛隊一般曹候補生

平成26年9月20日(土)

(3) 自衛官候補生

ア 男子 平成26年9月20日(土)及び同月21日(日)から10月1日(水)の間の

うち指定する1日

イ 女子 平成26年9月25日(木)及び26日(金)

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1(小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内) (電話 0930-56-1150)交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1(芦屋基地内) (電話 093-223-0981)交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12(福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所(和白)

福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277(小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161)交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 自衛隊一般曹候補生

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学(北方キャンパス)
飯塚	飯塚市川津680-4	九州工業大学(飯塚キャンパス)
福岡	福岡市西区元岡744	九州大学(伊都キャンパス)
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 自衛官候補生

ア 男子(筆記) 自衛隊一般曹候補生に同じ

イ 男子(口述・身体検査)

試験場	位置	名称
北九州	遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1	航空自衛隊芦屋基地
	築上郡築上町大字西八田番地不詳	航空自衛隊築城基地
	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市大字津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地

福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

ウ 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第651号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	若宮コミュニティセンター	宮若市
	26年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	26年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	26年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	26年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	鞍手町
	26年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	
	26年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	

	26年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	26年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	
	26年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	26年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	26年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	26年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	26年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
26年9月25日から 26年11月24日まで	左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市及び直方市と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年9月25日から 26年11月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	26年9月25日から 26年11月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	26年9月25日から 26年12月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

福岡県告示第652号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年9月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	瀬高公民館	みやま市
	26年9月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	瀬高公民館	
	26年9月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	山川市民センター	
	26年9月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	まいピア高田	
	26年10月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内公民館	柳川市
	26年10月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市大和公民館	
	26年10月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市立三橋公民館	

	26年10月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内公民館	大川市
	26年10月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内公民館	
	26年10月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	大川市役所西玄関	
	26年10月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	大川市役所西玄関	
	26年10月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	大牟田市
	26年10月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	26年10月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	26年10月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	26年10月25日から 26年12月24日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大川市及び大牟田市と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年10月25日から 26年12月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	26年10月25日から 26年12月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該

当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	26年10月25日から 26年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

福岡県告示第653号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年10月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	あんずの里	福津市
	26年10月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市文化会館	
	26年10月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所福岡庁舎	
	26年10月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所福岡庁舎	
	26年10月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所福岡庁舎	
	26年11月4日	10：30～12：00 13：00～15：00	宗像市大島行政センター	
	26年11月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	

	26年11月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	宗像市
	26年11月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	26年11月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	26年11月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	26年11月14日から 26年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	26年11月14日から 26年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	26年11月14日から 26年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	26年11月14日から 26年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示		福津市 宗像市

査		する。	
---	--	-----	--

福岡県告示第654号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字ニデノ木1808、1809、1815

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニデノ木1808・1809・1815（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 豊 前 線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱 1367番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱 1388番2先まで	16.4 ～ 37.0	166.2
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱 1367番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱 1388番2先まで	16.4 ～ 37.0	166.2

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営虫生津地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成26年7月29日から 平成26年8月26日まで	遠賀町役場

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成26年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 老松一丁目・二丁目、波打町、大井戸町・桜町・中川町・西園町 ・栄盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・沼緑町二 丁目・三丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼 葛原東二丁目の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 老松一丁目、波打町、老松二丁目・大井戸町・桜町・西園町・栄 盛川町・深町一丁目の各一部 小倉南区 沼緑町一丁目、沼本町一丁目・三丁目・四丁目・沼緑町二丁目・ 三丁目・五丁目・沼南町一丁目・二丁目・沼新町一丁目・大字沼 葛原東二丁目の各一部

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター

(2) 代表者の氏名

中尾 哲郎

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市正山町26番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、児童、障がい者、高齢者等の社会的要配慮者を支援することで、誰もが安心して、暮らせる、暮らしたい街づくりの一翼を担うことを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くるめ水の祭典ガマダス

(2) 代表者の氏名

福田 有史

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市城南町15番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、くるめ水の祭典などの祭りやイベント等の事業を行い、或いはそれらの事業を支援し、まちづくりの推進や地域の活性化に寄与すること、及び子どもたちに対しては、地域の文化の継承を促し、その発展を促進する活動を行い、21世紀の地域社会を担う人材の育成を通して、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人フレンドスクール

(2) 代表者の氏名

上田 勇次

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市朝妻町13番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市内に通学している児童生徒に対して、放課後や長期休業中等において、安全安心に過ごせる場を提供し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人光栄会社中

(2) 代表者の氏名

原口 伊代子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市長門石二丁目10番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び外国人に対して、箏曲、大正琴及びウクレレ等の普及に関する事業等を行い、伝統文化や芸術の振興を図ることにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いきいきライフ

(2) 代表者の氏名

齊藤 とも子

(3) 主たる事務所の所在地

八女市室岡795番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対し、介護保険法に基づく通所介護サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、宅老所事業、福祉事業に係わる地域ネット

ワークに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者相互支援センターMCP

(2) 代表者の氏名

山崎 安則

(3) 主たる事務所の所在地

太宰府市長浦台二丁目2番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害がある人に対して、教育機関での学びを支援する事業等を行い、障害がある人の教育と学びの支援に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 下大利えびすショッピングセンター

(2) 所在地 大野城市下大利一丁目216-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米上津店

(2) 所在地 久留米市上津1654番地-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン大川
(2) 所在地 大川市大字上巻宇野口430-1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 下大利えびすショッピングセンター
(2) 所在地 大野城市下大利一丁目216-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
- ・意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- ・意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- ・現在も十分な配慮をしているなかで、営業時間延長に伴い、廃棄物の増加が懸念されるので廃棄物の更なる減量及びリサイクルの促進をすること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
- ・防犯カメラの設置を検討すること。防犯カメラは、犯罪抑止効果が高いことが分かっており、他にも店舗利用者の安全感の向上、深夜の監視性の向上、犯人の早期検挙等が期待できるため。
- (5) 騒音の発生に係る事項

- ・現在も十分な配慮をしているなかで、営業時間延長に伴い、新たに発生する騒音の防止について特に配慮すること。

（例：早朝の車両の出入、荷さばき、特定施設等の稼働）

(6) 廃棄物に係る事項等

- ・現在も十分な配慮をしているなかで、廃棄物等保管について、今後も更に悪臭対策や散乱防止対策を適切に対応すること。

- ・廃棄物等処理について、今後も更に排出時の騒音対策や、廃棄物等の処理を適切に行うこと。

(7) 街並みづくり等への配慮等

- ・意見なし

(8) その他

- ・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成26年7月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス東福岡店
(2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物北側	50.0㎡	建物北側	50.0㎡
—	—	建物西側	50.0㎡
合計	50.0㎡	合計	100.0㎡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第208号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成26年7月29日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	平成26年9月1日（月）及び同年9月2日（火）の2日間	午前9時00分 ） 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 考查	平成26年9月8日（月）	午前9時00分 ） 午後0時30分	

2 申込み受付期間

平成26年8月4日（月）から平成26年8月22日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うお

それがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141 内線5125））に問い合わせること。